

奈良県訓令第六号

各部課室

各出先機関

奈良県自治研修所規程（昭和五十年六月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

題名を次のように改める。

奈良県キャリア・ワーク・サクセスセンター規程

第一条中「奈良県自治研修所」を「奈良県キャリア・ワーク・サクセスセンター」に、「研修所」を「センター」に改める。

第二条第三号中「研修所の長（以下「所長」という。）」を「センターの長」に改める。

第三条及び第四条中「所長」を「センターの長」に改める。

第五条中「所長」を「センターの長」に、「速かに」を「速やかに」に改める。

第六条中「所長」を「センターの長」に改める。